

支所長指示第10号

平成21年3月2日

「隔離に処せられた被収容者に対する処遇細則の制定について」の運用について

平成19年7月26日付け達示第40号「隔離に処せられた被収容者に対する処遇細則の制定について」の各条文中の文言を、下記のとおりとして運用する。

記

- 1 各条文中の「処遇審査会の審査」を「札幌拘置支所処遇審査会(出席者：支所長，次長，各統括及び指名する主任)の審査」に読み替える。
- 2 各条文中の「所長の決裁」の前に「支所長決裁を受けた後に」を挿入する。